

平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会
第 6 回会議要旨

<開催日>

平成 27 年 7 月 14 日（火）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（4 名）

小菅部会長代理、金澤委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（2 名）

羽山主査、杉山主事

説明者（4 名）

男女共同参画課長、学校運営課長、教育支援課長、教育指導課長

<開会>

【部会長代理】

第5回外部評価委員会第2部会を開会します。

本日は、計画事業の外部評価にあたり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。

委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、暮らし」です。

私は、外部評価委員会第2部会の部会長代理の小菅です。部会の委員は、鱒沢委員、小山委員、金澤委員です。

今年度は、第二次実行計画期間の4年間のうち、3年目にあたる平成26年度を評価する年です。

また、今年度は第三次実行計画策定の年でもあるため、外部評価委員会では、計画事業のまちづくり編の全事業を評価することとしています。そして、外部評価する事業はほぼ全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

本日は、五つの事業についてヒアリングを行うので、1事業につき、30分の想定でヒアリングを行います。

前半15分程度で事業の体系と評価シートの内容をご説明いただきます。事業の体系については事務局である行政管理課から、評価シートの内容については説明者である所管課長からご説

明いただきます。

そして、後半15分程度で、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります
それでは、計画事業6「配偶者等からの暴力の防止」について、事務局から説明をお願いします
ます。

【事務局】

計画事業6「配偶者等からの暴力の防止」は、計画事業5「成年後見制度の利用促進」と同じ
個別目標の「一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち」に位置付けられ、基本施策も同
じく「人権の尊重」に位置付けられています。

同じ基本施策の中には、経常事業として総務部が実施する「人権思想の普及啓発」がありま
す。計画事業6「配偶者等からの暴力の防止」は、「配偶者等からの暴力に関する正しい知識
や理解を促進するための講座を開催します」という内容になっています。

【部会長代理】

ありがとうございました。

計画事業6「配偶者等からの暴力の防止」について男女共同参画課長、説明をおねがいしま
す。

【説明者】

DVは個人の尊厳を害する重大な人権侵害であるとともに、生命、身体を脅かす犯罪となる
可能性を含んでいます。DVによる人権侵害を防止するため、DVは人権侵害であるという認
識を深め、なおかつ配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指しています。

手段としては、広く一般区民を対象としたDVに関する講座や若者や親世代を対象にしたゲ
ートDVについての講座を実施しています。

サービスの負担は全て税負担ということで、担い手は行政で行っています。

目標設定についてです。指標ですが、区政モニターアンケートを取りまして、そこにおける
DVに関する認識度を調査しています。この設問の中で、さまざまな行為について、「DVだ
と思う行為」の認識度を聞いています。回答の平均が80%になるようなところを目標水準とし
て設定しています。

達成状況ですが、平成26年度については、この結果が60.5%ということで、達成度は75.6%
ということになりました。

評価です。目標設定については、「改善が必要」と内部評価しました。この理由ですが、区
政モニターアンケートにおけるDVだと思う行為についての認識度を設定していますが、これ
だけでは実際に暴力がなくなった状態というのを測ることはできないというご指摘があり、こ
の指標だけでは不十分であるということで、目標設定については改善が必要と考えています。

効果的・効率的な視点についても、「改善が必要」としました。その理由としては、手段とし
て行っているDVの講座については、対象者の絞り込みが難しかったということが考えられて
います。このDVについての認識は若い世代、特に学生時代、小学生、中学生という低学年も

含めて早い世代から認識を深めていくということが大事なため、教育委員会や学校などとの連携でこういった講座を開催できないかと模索しているところです。こういったところから講座の対象をどのように設定していくか、講座の持ち方なども含めて改善が必要と考えています。

目的の達成度についても、区政モニターアンケートの結果として、8割という認識度を掲げていましたが、それに対して6割ということで、「達成度が低い」と評価しました。

総合評価としては、以上のような改善が必要な点等を含めて、「計画以下」と評価しています。

進捗状況・今後の取組方針です。平成26年度は、DV講座の受講者を増やしていくことを課題として取り組んできましたが、DV講座を受ける対象をどういうふうに絞り込んでいくか、その対象に合った講座内容にしていくということも含めて検討していく中で、中学生、高校生、あるいは教職員などを想定した教育委員会との連携などにも取り組みました。

実際にはその結果、DV関係の支援者ということで、特に民生委員の会議にお伺いしまして、この講座のご案内をする中で、民生委員にも広く参加をしていただくような形で呼び掛けをしました。

こういった取組の結果、受講者そのものはそこまで大きく増えたわけではないのですが、実際に地域の中でそういったDVで悩んでいる方に対しての相談だとか支援をする立場にある方に、必要な講座の中で情報提供、あるいは色々な知識を学ぶ機会を設定することができたと考えています。平成27年度についても引き続き、民生委員、更には若者の支援をしている人たちを対象にしたDVについての理解を深めると、そういったような視点での講座に取り組んでいく必要があると考えています。

第二次実行計画期間を通じた分析です。DV講座を立ち上げ、基本編、ステップアップ編、あるいは支援者向け、学生向け、保護者向けなどと内容を工夫してきましたが、まだその改善の途上であると見ています。引き続きDVについての啓発、あるいはDVが人権侵害だということについて広く一般の認識度を高めていく取組について、引き続き工夫をしていく必要があると思っています。

第三次実行計画に向けた方向性としては、「事業拡大」としてしています。内容としては、講座については今までの積み重ねを含めて、支援者あるいは対象を検討していきます。もう一つは、手段として、DV被害者支援に関する配偶者暴力相談支援センターを平成29年度までに設置するということが、第二次の男女共同参画推進計画の中で定められていますので、そういったことも踏まえまして、第三次実行計画に向けては配偶者暴力相談支援センターの設置も視野に入れて相談支援体制の強化を図っていきます。

目標指標として設定していますDV等の行為に関する認識度だけでは不十分であるので、また新たな指標の設定についても検討していきます。

【部会長代理】

課長の説明で、学校あるいは民生委員という名前が出ましたが、目標を達成する運動の対象として、区内の場合の町会・自治会とか、全区的に網羅している地区協議会とか、青少

年育成委員会などへの働き掛けというのは過去に考えたことがあるのでしょうか。運動体の対象をどこに絞るかということが最大の課題だと思いますが、どうでしょうか。

【説明者】

町会・自治会あるいは地区協議会とか、ご指摘のあったような地域の団体を含めて、対象として実施していくことは大切だと思います。テーマがDVということに限定していることもあり、なかなか自分のこととしてとらえられないといいますが、自分の身近に起こっていないと、なかなかこのことが問題として届きにくいのかなということがあります。

講座としても、DV対策だとか、DV支援者に向けてとか、そういう正攻法だけでいくと、なかなか効果的に皆さんに広げていくというのは難しいのかと感じています。そういう部分は工夫が必要だと思いますので、そこも含めて、どういった形で行うのが効果的かというようなことも検討する必要があると考えています。

【部会長代理】

区内のDVの被害が年間どれくらい起きているなどの情報は把握していますか。

【説明者】

モニターアンケートでは認識度しか聞いていませんが、次世代育成計画を作るときに、若者を対象とした調査を実施して、実際にDVを受けた経験があるとか、見たことがある、聞いたことがあるかどうかは聞いています。

ちなみに国で暴力についての調査をしまして、女性の大体4人に1人ぐらい、25%ぐらいは夫から暴力を受けたことがあるという回答になっています。男性のほうも、女性に比べるとやや少ないのですがそれぐらいの数値です。

【部会長代理】

25%という数字が多いか、少ないかは別にして、事実なら放っておけない数字であると思いました。

【委員】

町会・自治会なども男性が多いですが、ぜひそういったところで、人ごとじゃないということ啓発していただきたいなと思いました。

それと、今回初めて地域の中で青少年、若い人たち、地域でかかわる機会が多いということで民生委員に声がかかったと思うのですが、青少年育成委員会、青少年活動推進委員、保護司、警察と連携して活動している母の会とか、そういったところにもっと働き掛けてもいいと思います。

それともう1点、男女共同参画推進センターのアクセスがあまり良くないため、出前講座のようなものを考えてみていいと思いました。

【委員】

目標と予算のギャップをすごく感じました。講座3回だけという事業内容で、この目標に掲げられている大きな目的を達成できるとは到底思えなくて、予算ですら30万円弱で実際に使っているのは14万円という金額ですが、これで一つの計画事業を立てる意味があるのかなと思います。

ます。啓蒙活動をするのであればとすれば本当に必要なのは、しっかりと活動している民生委員ではなく、若者です。例えば乳がんの普及などはトイレに貼ってあったり色々な手段で啓蒙活動をしています。もう少し手の届くところに、まちの活動をしている人たちに向けての講座だけじゃない、取組が必要なのではないのでしょうか。さらに適切な目標設定はどのような案があるのでしょうか。

【説明者】

確かに内部評価としてはDV講座しか触れていませんが、実際には情報紙の発行とか、その中で啓発のページを設けたり、男女共同参画フォーラムという区民向けのフォーラムでパープルボンの説明をしながら、一緒に加わっていただくことはしています。そういった啓発はしているのですが、一つの事業というか、手段としてなかなか細かいところになってくるので、記載していません。今後は乳がんの撲滅啓発のような取組も参考にしながら、色々なことをしていく必要があると感じています。DV講座終了後に学んだことを地域なり、家庭なりに持ち帰り、具体的な活動なり行動に結び付けられるような成果が得られたかどうかをアンケートでお聞きして、受講者の中でそういった成果が得られた割合を一つの指標にしようかなということを考えています。

また講座とか、啓発紙というのは、時期的なものですので、例えば区ホームページの中でDV防止のページを作ると、随時必要な方はアクセスできるので、ホームページの中でそういった啓発のページを作って、サイトのアクセス数がどのくらいあったかとかも一つの指標となるのかなと考えているところです。

【委員】

この事業の開始は平成24年度からということで、第一次実行計画では計画事業、男女共同参画社会の形成の中に位置付けられていましたが、第二次実行計画では別事業として独立させた事業ですよ。その辺の背景や意味をお伺いしたいと思います。

さらに、事業の目的と手段と指標名がリンクしないのではないかと感じます。認識度を上げるということが指標で、講座を実施したという内部評価です。それ以外の取組もしており、今後も考えていくということで説明を受けましたが、現実には夫からDVを受けている妻が4分の1というデータがある以上、そう思った人はどこに相談すればいいのでしょうか。相談事業というのは別のところで行っているのでしょうか。児童の虐待も含めてだと、児童相談所は東京都の管轄なので、その辺のこともどうなっているのかも伺いしたいと思います。

現実にDVやモラルハラスメントを受けた人がどこにどうすればいいのかということ普及せず、何がDVだということを広めることばかりに集中しても意味はなく、実際そう思った人がどこに救いを求めればいいのかということがすごく大事なのかなと思います。

【説明者】

この計画事業をなぜ独立させたのかです。一つはこの目標体系の位置付けが男女共同の推進と、DVについては人権のところでは位置付けしているということもありまして、目的をそのように体系付けて整理すると独立する形になります。

被害者に対する相談窓口についてですが、経常事業として悩みごと相談というものを男女共同参画推進センターで行っています。相談を受ける範囲は広いのですが、DVに関することも相談を受けていることはリーフレット等でご案内していますので、現実にDVなどの相談も受けています。

児童虐待との関連ですが、子ども総合センターで児童虐待に関する相談を受けておりまして、児童虐待とDVというのは密接に関係している部分もあるので、子ども総合センターでもDV相談を受けています。

DVの相談は男女共同参画推進センターの悩みごと相談室だけではなくて、生活福祉課の女性相談や、子育て支援課の行っている家庭相談や母子相談でも受けています。保健センターもDV関係の相談は対応していますので、それぞれの関係する窓口で相談は受けています。

【部会長代理】

重大な人権侵害であるということ認識している以上、もう少し内部評価の中で評価の視点として、区内の中で全庁的に取り組むような姿勢を入れてもいいのではないのでしょうか。

【委員】

区でもDVのカードのようなものをつくって、女性のトイレに置いたりしていましたね。

【説明者】

リーフレットをつくって、そのリーフレットの一部を切り取りして相談する電話番号が分かるカードのようなものは作っています。

【委員】

配偶者暴力相談支援センターというのはどこにできるのですか。

【説明者】

センターというと新しく施設ができるイメージがあるのですが、配偶者暴力相談支援センターは位置付けとしては機能というような考え方です。色々なところで、相談を受けているということも踏まえて、男女共同参画課が中心になってその機能を調整していくということです。配偶者暴力相談支援センターというのは、加害者が追及してくるのを防ぐとか、色々な意味合いがあって、余り場所というのをどこだとはっきりさせることはしません。専用の電話番号を設置したり、先ほどの話であったカードなどで周知していくことを考えています。

【委員】

前の外部評価の意見を取り入れてくださって、学校関係に相当働き掛けていただいて、学校関係で相当啓発していただいていることはよく存じています。

【部会長代理】

男女共同推進課長、説明ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長代理】

経常事業49「私立幼稚園の振興」について、事務局から体系説明をしてください。

【事務局】

経常事業49「私立幼稚園の振興」についてご説明します。

この事業は、「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」、「学童クラブの充実」、「外国にルーツを持つ子どものサポート」と同じ個別目標「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」に位置付けられ、基本施策も同じく「地域において子どもが育つ場の整備充実」に位置付けられている事業です。同じ基本施策の中には、経常事業として「保育所への保育委託」、「家庭的保育事業」、「放課後子どもひろば」などがあります。

今回ご説明する経常事業49「私立幼稚園の振興」は、「私立幼稚園に対する指導監督、私立幼稚園教職員の資質向上のための研修への支援として私立幼稚園協議会への事業助成、及び預かり保育を実施する私立幼稚園設置者への支援を行います」という内容になっています。

【部会長代理】

経常事業49「私立幼稚園の振興」について、学校運営課長から説明をお願いします。

【説明者】

経常事業49「私立幼稚園の振興」です。

事業の目的としては、区内私立幼稚園に対しての教職員の研修、預かり保育の助成と確保ということで、質の高い幼児教育の提供を支援していくことです。

事業の概要としては、私立幼稚園に対する指導監督、教職員の資質向上のための研修への支援としての私立幼稚園協議会への事業助成、預かり保育を実施する私立幼稚園設置者への支援です。

事業の目標・指標です。預かり保育利用園児数を指標にしています。区内私立幼稚園における預かり保育を利用する園児の年間延べ人数は平成26年度末で4万人ほどです。区内の幼稚園で預かり保育を行っているのは私立幼稚園だけです。平成29年度目標の6万人に向けて、区内の私立幼稚園において、更なる預かりの拡大を実施していきます。

評価です。サービスの負担と担い手です。まず指導監督事務ですが、東京都の事務処理の特例に関する条例により区に権限が委任されているため、サービスの担い手として区が行うことは適切です。

幼稚園の預かり保育については、区立幼稚園では実施していません。そのため私立幼稚園に助成し、利用枠の確保、それから利用者負担の軽減を図っていくことは区が果たすべき重要な役割となっています。

さらに、すべての子どもが質の高い幼児教育を受けられる環境整備の観点から、区内の私立幼稚園の教職員の研修費を区が助成することによって、その質の向上を図ることも区が果たすべき役割で、適切であると考えています。

手段の妥当性です。まず預かり保育については、利用枠の確保等についても、私立幼稚園に補助金を交付することによって、預かり保育の事業の充実を図り、区民ニーズへの対応としても適切だと考えています。私立幼稚園の教職員に対する資質向上をサポートすることも幼児教

育の重要性の観点から、区民ニーズに対する適切な対応だと考えています。

効果的・効率的な視点です。預かり保育を含めた幼稚園需要については、区立幼稚園と私立幼稚園が、共に対応していくことが必要であると考えています。私立幼稚園だけでは、地域的な偏在があります。特に私立幼稚園9園のうち5園が落合地区に集中しており、区内全域にバランスよく配置されているわけではありません。こういったことからしても、区立幼稚園も今後、預かり保育に乗り出していくことも必要と考えています。ただ、私立幼稚園に関しても、補助金による交付助成を更に拡大して、利用者の受け入れ枠の拡大を図ることも効果的な手段だと考えています。区立が伸び出したとしても、それですべてカバーできるわけではないので、更なる助成の拡大が必要と考えています。

平成29年度までの預かり保育利用園児数の目標は6万人ですけれども、最終的に次世代育成計画の中では8万8,000人の需要が見込まれています。そういった中で、私立幼稚園と区立幼稚園がバランスよく取り組んでいくことや、補助の拡大が必要だと考えています。

目的または実績の評価です。現在は区立で預かり保育を行っていませんので、幼稚園における預かり保育事業についての実施経費の一部を区が助成するということは、適切だと評価しています。

総合評価です。特に預かり保育の需要増については、公私立幼稚園が密接な連携により対応していくことが必要としています。また私立における預かり保育の利用枠拡大を目指し、新たな助成制度を構築していくことが急務と考えています。

特に、幼稚園利用者の約3割が区内私立幼稚園を利用していることから、質の高い幼児教育の提供を確保することを考えています。

事業の方向性は「拡大」ということで、改革・改善の内容として掲げたのは、特に預かり保育についてです。特に私立幼稚園では預かり時間が4時までの園が多いのですが、区としてはそこを拡大していかなければならないというところで、「拡大」としています。

枝事業について説明します。まず指導監督のところですが、都から特例条例によって委任を受けて、私立幼稚園の設置、廃止、設置者の変更等を行っています。具体的には教職員の採用、解職届け、園則変更などを行っています。

私立幼稚園協議会への事業助成についてです。私立幼稚園教職員の研修に対する支援のための補助を私立幼稚園協議会の研修経費の4分の3の範囲内で、限度額90万円で行っています。方向性としては、当然ながら質の高い幼児教育を私立幼稚園でも行っていくために、継続的に行っていきたいと考えています。

最後の私立幼稚園預かり保育推進助成です。私立幼稚園は平成10年代から預かり保育を行ってもらっています。平成22年度から区の補助を行っていますが、通常期に4日以上、かつ1日2時間以上、各休業期で定めた日数以上かつ4時間以上の預かり保育を専任職員を配置して実施する場合に、限度額内で経費を助成しています。これが最低条件でして、最低条件は各園とも当然満たしているわけですが、更に拡大するための底上げと、休業中についての取組を拡大していくため助成を拡大していきます。

【部会長代理】

私立幼稚園の本来持つ機能として、私立の特色ある園の運営をして、いわゆる幼児の発達課題を各領域によって達成するという私立幼稚園特有の機能と役割があるわけですね。そういう前提の中で、何か全体的に内部評価の中で私が感じるの、預かり保育の振興という感じを持ちました。これは本来の振興ではないのではないかと思います。指揮監督というのは本来の教育委員会の使命でなければならない。そういう点で評価を見ると、大変手厚い研修費の助成をしています。サービスの担い手と負担の担い手の中で研修費を助成していく。そういうお金の助成もさることながら、いわゆる幼児教育に対する助成といいたいまいしょうか、そういう視点が内部評価に見られないような感じがしてなりません。幼稚園教職員の研修費助成というのですが、これはどういうものに私立幼稚園の先生方が研修費を使っているのか。保育のための技法か、あるいは厚生、文化、あるいは賃金等の助成になるのかということが不明確のように思います。総合評価の中で改善の必要といている中で、新しい助成制度を構築していくのが急務だと言っています。更にこの上にも助成するのかという感じがするのですが、どうでしょうか。

【説明者】

指導監督については私立幼稚園には建学の精神がありますので、法令規則等を踏み外すようなことがなければ、教育内容は色々建学の精神の中で幼稚園教育要領に基づいて行っている中で、なかなかそこまでは踏み込めません。ただ、これからの小学校への連携、接続の部分で、色々な施策は行っています。確かにご指摘のように、預かり保育などに傾いている向きはありますが、私立幼稚園も就学前の教育の一端を担っていますので、この私立幼稚園の振興ということでは、補助も含めて、何が連携していけるのかというのは、随時、協議しているところです。

研修の内容については、アレルギー、救命救急、保育技術など様々なテーマで教員、園長、中堅教諭などそれぞれに対してメニューがあります。主体的に私立幼稚園協議会が行うものですが、区が助成することによって、それを促進するというのは大変意義のあることだと思っています。

【委員】

預かり保育というのは、そこに通園している園児さんの延長保育ということですよ。

【説明者】

そうです。正規の教育課程が2時までですので、それからプラスアルファというところの預かり保育ですね。例えば子ども園とかで、園に属していない子どもを不特定多数入れるという一時保育とは違って、在園児に対しての預かり保育ということです。

【委員】

先ほど新宿区の次世代育成計画のところで、88,000人という、それは要求がそれだけあるということですか。

【説明者】

ニーズ調査では88,000人ほどの幼稚園の預かり保育のニーズがあるとなっています。ニーズ

に対しての供給量が私立幼稚園だけで4万人ぐらいしかないので、大分ギャップがある状況です。私立幼稚園も小さいところが多いので、拡大する方向でお願いすると同時に、区立幼稚園でも少しずつ取組を始めていく方向です。

【委員】

平成29年度までの目標の6万人の中で増える分というのは区立幼稚園だけですか。

【説明者】

区立幼稚園もありますし、私立幼稚園も更に受入れ枠を増やすようにします。いきなり増やすことはできませんので、徐々に拡大できるような仕組みづくりを進めていきます。お子さんを預かっているものですから、しっかり情緒的な安定面も含めて取り組めるように進めていきたいと思っています。

【委員】

私立幼稚園の預かり保育は9園中7園が行っているということですか。

【説明者】

9園で行っています。

【委員】

補助金を出しているのが7園でしょうか。

【説明者】

そうですね。申請してこなかった園もあります。

【委員】

子どもの数が減ったときに、私立幼稚園というのは存亡の危機がありました。それを救ったのがこの預かり保育であり、ある意味幼稚園でもかなり無理をしているという部分があるのではないかなと思っています。フルタイムで働く必要はないけれど、社会とかかわりたいというお母さんたちがものすごく増えている中で、4時までの延長というのは、そのようなお母さんたちにとっても救いであったのかなと思いついて見えています。今後、平成28年度から区立の幼稚園でも預かり保育をするときに、きちんとした協議がこの必要になるのではないかなというふうに思いました。

【部会長代理】

待機児童が多い中でも大変貢献している事業だと思います。ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長代理】

経常事業101「芸術鑑賞教育の推進」と経常事業109「移動教室、夏季施設の運営」の体系説明を事務局からお願いします。

【事務局】

経常事業101「芸術鑑賞教育の推進」、経常事業109「移動教室、夏季施設の運営」について、

まとめて施策体系を説明します。

これらの二つの事業は、すべて個別目標「未来を担う子どもの一人ひとりの生きる力を育むまち」に位置付けられており、基本施策も「子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実」に位置付けられた事業です。

同じ基本施策の中に計画事業として、「学校の教育力の向上」、「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援」、「学校図書館の充実」があります。經常事業としては、同じく教育委員会が実施する「外国人英語教育指導員の配置」、「放課後等学習支援」などがあります。

經常事業101「芸術鑑賞教室の推進」は、「小学6年生、中学2年生を対象にオーケストラによるクラシック音楽を中心とした演奏会の音楽鑑賞教室や小学5年生を対象に演劇鑑賞教室を実施します。また、小・中学校を対象に、地域の美術館を活用した美術鑑賞教育（対話型鑑賞）を実施します」という内容です。

經常事業109「移動教室、夏季施設の運営」は、「小学6年生、中学1、2年生を対象とした移動教室や小学5、6年生を対象とした夏季施設を実施・運営します」という内容になっています。

【部会長代理】

經常事業101「芸術鑑賞教育の推進」について、教育支援課長、説明をおねがいします。

【説明者】

まず目的です。成長期にある児童・生徒に対して、本物のオーケストラの演奏や演劇の鑑賞の機会を通して、豊かな創造性や情操を養い育てることを目的としています。オーケストラをまず経験して、その経験が芸術鑑賞を楽しむ習慣の基礎をなるようにするといった事業です。

それぞれ年に1回の行事ではありますが、音楽鑑賞教室は小学校6年生を対象に文化センターの大ホールで行い、東京交響楽団に委託することになっています。中学生は2年生が全校行っているという形になります。

芸術鑑賞です。西新宿にある損保ジャパンのビルの中に損保ジャパン日本興亜美術館というのがありますので、そちらと連携をして事業を実施しています。

元々は協働事業提案制度で、協働事業として始まりました。平成22年度までは協働事業で行っていたのですが、そこからは一般事業として教育委員会が新宿未来創造財団を通じて委託をしながら事業を進めています。

芸術鑑賞教室については、学校によって対象が若干違いますが、中学生は大体1年生か、2年生です。小学校でいえば4年生から6年生となっています。実際に学校から美術館までバスで行きまして、ガイドボランティアの説明を聞きながら、美術鑑賞を行っていくという事業です。

指標ですが、芸術鑑賞教育自体を教育課程の中に位置付けて、学校で行うべきものといったような部分でなかなか指標というものを設定するのが困難であると思っています。

今後は、こういった事業を通じて、例えば音楽への理解が深まったとか、意識的な部分の調査を行えば、指標化を検討していけるかもしれないと考えています。

【部会長代理】

事業の目標・指標の備考欄ですが、全校が参加する教育課程に位置付けられているため指標

の設定は困難とあります。全校で参加する事業であるから、本事業における指標は必要であると思います。指標をはっきりさせて、演劇鑑賞と音楽鑑賞をきちんと評価して欲しいと思います。何か表記できないのはどういう理由なのかというところをまずお聞きしたいと思います。

手段の妥当性のところで、適切という内部評価ですが、「本物のオーケストラ演奏や演劇を鑑賞する機会を確保すること、現況の社会情勢や従前の支援状況との公平性の観点にかんがみ」とありますが、公平性というのは全員が鑑賞の機会が得られるということでしょうか。

また効果的・効率的のところで、適切という内部評価ですが、本物のオーケストラや優れた演劇を鑑賞する機会を確保する教育的な意義から見て、子どもたちが本物を見た場合にどういう変容をするのか、心の変容をしたのかということを経験委員会は現場の声を聞き取ってきちんと評価して欲しいと思います。本物を見せるということが何がいいかという臨場感を感じられることにあると思います。テレビやメディアでたくさん本物を見られる中でなぜ引率して行くのかというと、やっぱり臨場感を得るためですね。臨場感というのは本物を見て、教員と児童・生徒が小学校、中学校並びに先生方、人間として、きれいだな、すごい表現だなという、同時点で見られるということが臨場感であり、本物の鑑賞の意義ですよ。なぜそういう評価ができないのか。芸術鑑賞ですから、もう少し内面的な評価を盛り込んで欲しいと私は思います。

目的、実績の中にも少し触れているかとは思いますが、私どもの子どもの時代から比べて、色彩感覚とか、音感の感覚なんていうのははるかに優れているわけですね。そういう子どもたちに、躍動感とか、表現力とかというのをどういう評価を教員たちはしているのかです。そういう評価が見られなかったのは残念だと思いました。

【委員】

区の全部の子どもたちが本物の芸術を体験できる場をきちんと保証しているということは評価しています。昔はよく行っていた学校の鑑賞教室みたいなのは今ほとんどなされていないですね。数校はあるみたいなのですが、その辺の実態は把握されていますか。

【説明者】

3校ほどは音楽鑑賞教室を本事業とは別に行っています。

【委員】

学校によっては音楽も演劇も毎年行っている学校もあれば、3年に1回ずつ行っている学校もあって、結構格差があると思っています。中身も吟味しながら、進めていただきたいと思いますが、オーケストラはずっと東京交響楽団なのではないでしょうか。

【説明者】

オーケストラはスケジュールの関係ですとか、あとは費用の関係で毎年、東京交響楽団になっていますが、2から3団体の候補は上がって折衝はしています。

演劇のほうについても、教員で選定委員会みたいなものを立ち上げて、審査をして、前年の段階で決まって、すぐその翌年度には動き出すというような形になります。

【委員】

何か本物の体験って難しいですよね、評価するのは。

【説明者】

そうですね。先ほど委員のご指摘にもありましたように、臨場感というか、生の音に触れてもらう機会が各ご家庭であるかといったら、なかなか難しいと思います。年に1回、子供にとっては6年間で一回だからという声はあるかもしれませんが、そういう機会を当然これからも保障していかなければならない事業ではあると思います。一番初めにご指摘いただいた全校が参加しているから指標に参加校を入れてもいいじゃないかというお話ですが、教育課程の中に位置付けてあるので、当然行っていくべき事業であるというような認識があり、このような表現になっているところです。

本物という表現ですが私の意図するところは生の音というか、体感できる、体で感じるといったような部分も含めて「本物」と言っています。当然人間として体感できて、音楽あるいは演劇を通じて心にどんなことが響いてくるのかというようなことも含めて、そういった部分を「本物」と言って区別しているところがあります。

【部会長代理】

しかし何が効果的で効率的なのか、評価シートだけを見ても分かりません。美術鑑賞の時にスタッフと一緒に子どもたちが対話型鑑賞というのを行っていますが、素晴らしい取組でなかなかできることではないと思います。こういう部分の評価をきちんとして欲しいと思います。

【委員】

もう少し具体性があるともっと良い内部評価になると思います。

【部会長代理】

引き続き「移動教室、夏季施設の運営」の説明をお願いします。

【説明者】

経常事業109「移動教室、夏季施設の運営」です。

目的です。移動教室は教育課程の中に位置付けて行っています。移動教室は通常の学校生活では得がたい体験を経験させるため実施しているものです。夏季施設については、夏季休業中に行い希望者のみになりますので、こちらは教育課程外に位置付けています。

移動教室は、中学1年生は春に、中学2年生はスキー教室です。小学校の移動教室は館山、日光、伊那をローテーションしています。

夏季施設は、平成26年度、小学校は女神湖に15校、西湖に14校行っています。こちらは隔年で、去年に女神湖に行った学校は西湖になるといったような形でローテーションしています。

評価です。それぞれ適切と評価しています。ただ、今後の見通しとしては、課題を整理しながら事業のあり方を見直していく中で、実施の手法、学年や、場所や、メニュー等々の改善、それから現行設備以外の適切な施設もないかも含めて、今後検討していく必要があると考えています。

【部会長代理】

夏季施設は夏季休業中の希望者を対象とした教育課程外の事業と位置付けられるとなってい

ます。自由参加という意味は分かりますが、例えばカリキュラムの編成とか、引率とか、事故対応などについては教育課程外だから対象外ということでしょうか。

【説明者】

学校行事ですので、当然先生たちが事前の準備だとか、当日の付き添いも含めて学校の先生に対応していただきます。移動教室は課程内の話になりますので、授業の一環の一つという部分がありますが、夏季施設は希望者のみということで、学校によっては5年生だけというような学校もあります。様々な体験を通じて、異学年交流じゃないですけども、協力しながら一つのものをつくり上げるなどの学習を進めています。

【委員】

移動教室というのは教育課程内ということで、全員が対象になって、参加料もそれほどかかっていないわけですね。夏季施設は参加料とか、負担料が倍ぐらいで、負担が少し大きくなりますね。

【説明者】

夏季施設は自由参加のため、費用負担は多くなります。

【委員】

移動教室の参加者は100%に近いですが、夏季施設は8割ぐらいで差がありますよね。夏季施設についても就学援助の対象にはなっているのでしょうか。

【説明者】

夏季施設についても、おそらく対象になると思います。ただ、夏季施設の場合は、自己負担料にバス代が入っているので、自己負担分は高くなっていて、移動教室は食事代だけです。

【委員】

たまたま予定が合わなかったから、夏季施設には行かないという子供が多く、参加者が少ないのだったらいいのですが、経済的な理由で参加できない子どもたちがいるのであれば、対応していただきたいと思います。

【説明者】

その辺はカバーしています。

【委員】

夏季施設の内部評価で実施手法の改善をするとなっていますが、事業の方向性は手段改善ではなく継続で良いのでしょうか。

【説明者】

事業としては夏季施設も移動教室も継続して行っていきます。実施手法の改善を考えているのは夏季施設であり、メニューを変えたり、実施場所を変えたりという、ピンポイントになってくるので、この事業二つ全体として事業は継続するという記載になっています。

【委員】

経費の将来予測が増加していくと思われるので、改善が必要だと言われているのでしょうか。

【説明者】

経費の部分もありますし、実施場所について学校からの声などもあるので今後検討していくことも必要であると考えています。

【委員】

平成29年度で女神湖の指定管理期間が終了しますが、その後どうなっていくのでしょうか。女神湖は遠いので、移動に時間が掛かって、実際に女神湖で使う時間が少なくなってしまう、子どもたちにとって不都合ではないかというような話があります。

【説明者】

女神湖は平成7年に稼働し始めて、19年目ぐらいになりますが、鉄筋鉄骨でできているものをそんなに簡単に廃止してしまうという話にもできません。平成29年度で指定管理期間は終了しますが、土地を借りている期間はもっと後ろまでありますので、そういった部分も含めて総合的に検討していきます。

【部会長代理】

結局2泊3日でも中1日だけですよね。移動に4時間か5時間ぐらい見ないといけません。車中の過ごし方ということもありますが、女神湖の場合、初日は8時か9時に出発しても午後しか使えず、真ん中の1日とって、次の日はもう午前中に閉校式を行うということになってしまいます。

【説明者】

夏季施設については、中学校で行くと、1日目はオリエンテーリングをして、和紙や陶芸作りを行って、2日目は丸々使えるため、山や牧場に行って、夜は球技大会をします。最終日は、閉校式の後、バスで別の場所に行き、帰ってくるというのが大体の流れになっています。

中学校の移動教室は春に行きますので、中学校の一年生に上がったばかりの子どもたちが、仲間づくり、友だちづくりも含めて、2泊3日で行ってもらおうという形になっています。

移動教室はどうしても教室なので、事前に調べ学習をして、それを現地に行き調べて、確認をして帰ってきますので、歴史学習などの色彩が強くなっています。また伊那のほうは民泊といって、観光協会から指定を受けた普通のお宅に泊まることもしています。

【委員】

これはどこに行くか学校で選んでいるのですね。割合は決まっているのでしょうか。

【説明者】

押さえられる客室数は決まっていますので、何校ずつというのはほとんど決めています。

【委員】

特別支援合同移動教室というのは、特別支援学級の子たちは、その子たちだけで行くのでしょうか。

【説明者】

自分の学校の移動教室にも参加しますし、別で特別支援合同移動教室に参加して、特別支援学級の子どもで集まって合同で共同作業を行います。

【部会長代理】

子どもにとって大変大事な事業ですので、今後もお願いしたいと思います。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長代理】

経常事業100「教職員の研修、研究活動に対する支援」について、事務局から体系説明をしてください。

【事務局】

経常事業100「教職員の研修、研究活動に対する支援」についてです。

この事業は「芸術鑑賞教室の推進」、「移動教室、夏季施設の運営」と同じ個別目標「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」に位置付けられており、基本施策も「子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実」に位置付けられた事業ですので、ご説明は省略します。

経常事業100「教職員の研修、研究活動に対する支援」は、「教育課題等に関する各種研修会の実施、各種指導手引の作成、教育課題に対処するための委員会運営等を行い、教職員の資質や指導力の向上を図ります。また、授業等の成果発表への支援、副読本の作成等を行います」という内容です。

【部会長代理】

それでは、教育指導課長、説明をお願いします。

【説明者】

経常事業100「教職員の研修、研究活動に対する支援」です。

まず事業の目的についてです。教育公務員は、絶えず研究と修養に努めなければならないという教育公務員特例法の第21条、22条に基づいて、教育委員会も積極的にその専門性を高めるための研修会や研究活動を行っています。

各種研修として、校長、副校長の管理職層、主幹教諭のミドルリーダーの研修、主任教諭、養護教諭というような職層別の研修があります。さらに年代別研修といわれる経験に応じた研修で、初任者研修を初め、10年経験者研修などの世代別の研修会を計画的に行っています。

また、教育課題に対応した教員用の指導の手引などを作成し、平成25年度には「いじめと向き合う」という冊子、平成26年度には体力向上や地域協働学校の指導資料を作成しました。

また、人権教育推進委員会や体力向上推進委員会などの各種委員会、区内の校長あるいは教員を中心に設置した委員会を中心として話し合いを行い、必要な指導資料を作成しています。

その他、東京都の委託事業としてオリンピック・パラリンピック教育推進校の事業、職場体験なども実施しています。

また、教員の研修会、研究団体があり、小学校、中学校、各校種の教員の研究会が存在しています。それらの研究のための補助金を支出しています。

事業評価に移ります。まずサービスの負担と担い手についてです。これらの経費は区の教員

の資質能力向上のために支出されていますので、適切であると考えています。

手段の妥当性についても、計画的に実施されており、各種手引や指導資料を委員会中心に作成しており、手段としても適切であると考えています。

効果的・効率的な視点です。これらの教育課程に対応した研究活動を行うことで、学校現場、あるいは教員の人数に応じた研究活動が充実できており、適切であると考えています。

目的または実績の評価です。これらの教員の資質や能力の向上、さらに教育課題の解決を図るという目的を達成するために、計画された研修を着実に実施し、指導資料を作成し、事業の趣旨や指導内容が着実に伝えられたこと、また中学生による東京駅伝への参加など、これらの事業が着実に実施されているため、適切であると考えています。

改善の内容としては、各種研修会を人材育成の観点から適切な講師の選定、あるいは運営方法の見直しなどを今後進めていきたいと考えています。

【部会長代理】

新宿区の教育委員会が把握すべき「区の教育課題」という文言が随所に出てきます。区民の視点から見ても、区の教育課題というのは多様化、複雑化していると思います。教育委員会として新宿区の教育課題をどのように把握しているのでしょうか。教職員の課題や児童・生徒の持つ課題や、学習面と生活面に分かれているような課題があるかと思えますし、また、新宿区特有の教育環境的な課題というのもある程度把握されているのではないかと思います。差し支えない範囲で教えていただければと思います。

【説明者】

区の教育課題をどのような方法で把握に努めているかというご質問をいただきました。私も区の教育課題を把握する手段を様々持っていて、まず第1に学校訪問を行っています。教育委員も一緒に、年間半分の学校、20校を訪問しており、実際にすべての学級の授業を観察します。併せて校長からのヒアリングなども行っています。そこで実際に個々の学校がどのような学習指導、生活指導、あるいは地域とのかかわりや保護者とのかかわりで課題を抱えているか、ということも聞くということを行っています。

二つ目に、学校訪問を補完する意味で、第三者評価を実施しています。学校訪問をしない残り半数の20校については、第三者評価を受け、その評価結果報告書を教育委員会に提出してもらい、各学校の教育活動の取組状況を報告してもらうことで、実態把握に努めています。

三つ目に、学力の実態という観点では、全国学力学習状況調査、文部科学省が行っている調査を小学校6年生と中学校3年生を対象に実施しています。

また、東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査を小学校5年生と中学校2年生を対象に実施しています。

各校ごとの結果というよりも、区全体をまとめた結果が毎年教育委員会に集まりますので、これらを参考にすることで、学習指導上のどの教科、あるいはどういう観点の能力を高めていくことが必要なのかという学力実態を把握することができます。

一方、生活指導上の課題ですけれども、それは毎月各学校から生活指導上の課題であり、こ

んな問題行動がありましたとか、あるいは長期欠席のお子さんが何人ぐらいいますとか、報告を毎月受けていますので、そういうような形で各学校の状況の把握に努めています。

【部会長代理】

大変端的な手法で、課題並びにその方向を示しているということが理解できました。

【委員】

教育指導費のところなのですけれども、各種研修開催数の活動実績が103件なのですけれども、これは延べの参加人数というのはどれぐらいになるのでしょうか。

【説明者】

予算事業100-1「教育指導費（各種研修会）」の活動実績、平成26年度、各種研修の開催数で、活動実績は103件、対象数は813人となっています。対象数となっているのは、区内の小・中学校と幼稚園の教員の人数を表しています。活動実績はすべての研修会、区が主催している研修会の開催件数を示しているものです。延べ人数の正確な数値が出ていませんけれども、例えば各種研修会の中に校園長研修会というのがあります。これは区内のすべての校長先生、園長先生が出ますので、1回に45名が参加します。

【委員】

それが年に2回あるということでしょうか。

【説明者】

そうです。校園長研修は年に2回です。生活指導主任研修会というのは、1回にすべての学校から1名ずつ参加しますので、40名参加します。それが年に10回あります。ですので、研修会ごとに開催回数や参加する人数は異なります。

【委員】

たくさん出る人とちょっとしか出ない人がいるということでしょうか。

【説明者】

そうですね。役職があれば、それだけ毎回出なければいけないけれども、主任などを行っていないければ、研修会には出ないこともあります。

【部会長代理】

手段の妥当性のところの内部評価ですが、各種の手引、資料の作成が行われているという記載があります。「いじめと向き合う」という資料や、体力向上、あるいは地域協働学校等の資料が作成されていると思いますが、妥当性ということを考えると、作ることが目的じゃなくて、この資料がどのように利活用されているかということが大きなポイントだと思いますが、この資料というのは各教員に配布されているのですか。並びに利活用についての提案などはあるのでしょうか。

併せて、事業概要の中に、東京都教育委員会の委託事業として、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業とありましたが、概要を教えてください。

【説明者】

各種資料の利活用の方法や配布の範囲についてです。

例えば地域協働学校のリーフレットですが、中身は、その発表校であった淀橋第四小学校と教育委員会が話し合いをしながら作成したものです。淀橋第四小学校の研究発表会が平成26年10月29日に行われ、その時にリーフレットを配付しました。このリーフレットをただ配るだけではなくて、現場の先生はこのリーフレットを参照しながら学校の実践の報告を聞いています。配って終わりでは意味がありませんので、これを実際にどういう授業を進めてきたのかということが分かるような仕組みを区としては考えています。

もう一つ、「ともに生きる」という継続して作っている人権教育のリーフレットですが、これもすべての教員に1部ずつ配付をします。実践事例、幼稚園や小学校や中学校ではどのような場面で、どのような言葉かけを子どもたちにしたらいいかなどを紹介しています。これもただ配って終わりでは意味がありませんので、各学校で管理職から紹介をしてもらったり、あるいは人権担当の教員がこれを使って校内研修に使ったり利活用をして、実践の仕方の紹介をしたり工夫をしているところです。

オリンピック・パラリンピック教育推進校についてご説明いたします。これは東京都の委託事業になっており、実際には2020年のオリンピック・パラリンピック教育推進に向けて、各学校で様々な機運を盛り上げようとしています。具体的にはオリンピック・パラリンピックの歴史を紹介したり、体力向上の取組を実際に学校で行ったりとか、そのような実践校が区内に8校あります。

【委員】

この事業の範囲が広いので、びっくりしました。教員の職層研修とか、年代別研修から、地域まで及んでいるのですね。

【部会長代理】

手段の妥当性のところに戻りますが、各種手引作成が行われて適切だという評価の欄もかなり空いていますから、例えば説明のあった「人権教育の資料を使って、授業を実施するなど」と一言書いてくれると大変分かりやすい評価になるような気がします。

何しろ新宿区内の小・中学校の教員は毎日児童・生徒と接しながら、これだけの研修をこなすということは大変だと思います。この他に日常的な課題も入ってくるわけですよ。いかに子どもと接する時間を増やすかということはみんな考えているのだけれども、これだけ課題が多様化してくると更に大変だと思います。教育指導課長、ご説明ありがとうございました。

<閉会>